

『工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の
判断の基準』(電動機：告示改正案)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項 ～ (略) 照明設備、昇降機、<u>動力設備</u>の新設に当たっての措置</p> <p><u>ア. (略)【第1回工場WG審議事項】</u></p> <p><u>イ.～エ. (略)</u></p> <p><u>オ. 特定エネルギー消費機器に該当する交流電動機又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。なお、特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機(籠形三相誘導電動機に限る)又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、日本工業規格 C4212(高効率低圧三相かご形誘導電動機)に規定する効率値以上の効率のものの採用を考慮すること。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 工場等(1に該当するものは除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項 ～ (略) 照明設備、昇降機の新設に当たっての措置</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ア.～ウ. (略)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 工場等(1に該当するものは除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p>

(1)～(5) (略)

(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等

～ (略)

電動力応用設備の新設に当たっての措置

ア. 電動力応用設備であって常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定されるような設備を新設する場合には、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とすること。

イ. 特定エネルギー消費機器に該当する交流電動機又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。なお、特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機(籠形三相誘導電動機に限る)又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、日本工業規格 C4212(高効率低圧三相かご形誘導電動機)に規定する効率値以上の効率のものの採用を考慮すること。

(6-2) (略)

エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1 エネルギー消費設備等に関する事項

1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

(1)～(5) (略)

(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等

～ (略)

電動力応用設備の新設に当たっての措置

電動力応用設備であって常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定されるような設備を新設する場合には、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とすること。

(新規)

(6-2) (略)

エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1 エネルギー消費設備等に関する事項

1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

(1)～(8) (略)
(9) 電気使用設備
(削除)

__ ~ __ (略)

1-2 工場等(1 - 1に該当するものを除く。)に
おけるエネルギーの使用の合理化の目標
及び計画的に取り組むべき措置

(1)～(4) (略)
(5) 電気使用設備
(削除)

__ ~ __ (略)

(1)～(8) (略)
(9) 電気使用設備

電動機は、高効率のものを採用するよう
検討することとし、全閉形電動機のうち出
力 0.2～160 キロワットで高効率のもの
を採用する場合には別表第 5(A)、保護
形電動機のうち出力 0.75～160 キロワット
で高効率のものを採用する場合には別表第 5(B)に掲げる効率以上のものを
目標として検討すること。

__ ~ __ (略)

1-2 工場等(1 - 1に該当するものを除く。)に
おけるエネルギーの使用の合理化の目標
及び計画的に取り組むべき措置

(1)～(4) (略)
(5) 電気使用設備

電動機は、高効率のものを採用するよ
う検討することとし、全閉形電動機のうち
出力 0.2～160 キロワットで高効率のもの
を採用する場合には別表第 5(A)、
保護形電動機のうち出力 0.75～160 キロ
ワットで高効率のものを採用する場合に
あっては別表第 5(B)に掲げる効率以上
のものを目標として検討すること。

__ ~ __ (略)